

### Ⅲ 用語の解説

**1 へき地学校**

へき地教育振興法に基づき人事委員会規則によって、指定された学校をいう。

**2 単式学級**

同学年の児童生徒で編成されている学級をいう。

**3 複式学級**

2以上の学年の児童生徒で編成されている学級をいう。

**4 特別支援学級**

学校教育法第81条第2項の各号に該当する児童生徒（知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴等）で編成されている学級をいう。

**5 帰国児童（生徒）**

海外勤務者等の子どもで、引き続き1年を超える期間海外に在留し、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に帰国した児童生徒をいう。

海外勤務者等とは、①日本国籍を有する者で、海外に所在する機関、事務所等に勤務するか又は海外において研究・研修を行うことなどを目的として日本を出国し、海外に在留していた者又は現在なお在留している者、②終戦前（昭和20年9月2日以前をいう。）から引続き外地に居住していた者で、日本に帰国した者をいう。（日本に帰国した際に厚生省が引揚者として援護を行ったかどうかは問わない。）

**6 長期欠席者**

平成20年4月1日から平成21年3月31日までに連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒をいう。

**7 準学校法人**

私立学校法第64条第4項の規定による専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人をいう。

**8 協力校**

高等学校通信教育規程第3条により設けられた高等学校をいう。

**9 就学免除者及び就学猶予者**

平成21年5月1日現在市町村教育委員会から、就学の免除又は猶予を受けている者をいう。

**10 学校建物**

学校用に建築又は改造した校舎、講堂、屋内運動場及び寄宿者をいう。ただし、学校用に建築したものでなくとも、学校建物として利用するため、黒板を据え付けるなど必要な改造を行い、用途を恒久的に学校建物に変更したものは、学校建物とした。

## 11 進学

中学校においては、高等学校の本科（全日制、定時制、通信制）及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科又は別科へ進学した者をいい、高等学校においては大学（学部、別科）、短期大学（本科、別科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、高等学校の専攻科、特別支援学校高等部の専攻科へ進学した者をいう。

なお、いずれも就職しながら進学した者を含めた。

## 12 専修学校（高等課程）進学者

中学校及び特別支援学校中学部の卒業生で、専修学校の高等課程（中学校卒業程度を入学資格とする課程）へ進学した者をいい、進学し、かつ就職した者を含めた。

## 13 専修学校（専門課程）進学者

専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程）へ進学した者をいい、進学し、かつ就職した者を含めた。

## 14 専修学校（一般課程）等入学者

中学校及び特別支援学校中学部においては、専修学校の一般課程又は各種学校（予備校等）に入学した者をいい、高等学校及び特別支援学校高等部においては、専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校（予備校等）に入学した者をいい、いずれも就職しながら入学した者を含めた。

## 15 就職者

給料、賃金、報酬、その他経常的収入を目的とする仕事に就いた者をいう。したがって、家事手伝いや、臨時的な仕事に就いた者は含まないが、自家自営業に就いた者は就職者とした。